

# 恒川遺跡群

平成2年度範囲確認調査概報

1991. 3

長野県飯田市教育委員会

# 恒川遺跡群

平成2年度範囲確認調査概報

1991. 3

長野県飯田市教育委員会

## 序

恒川遺跡群は、古代伊那郡の官衙址の存在が確実視される地域です。昭和57年度より、国・県の補助を受け継続実施してきた重要遺跡範囲確認調査も、本年度で9年を経過しようとしています。

これまでの調査の結果から、この地に郡衙が置かれていたことは十分推定できましたが、残念なことに、いまだ中心部分や具体的内容が把握できず、このため、急激に進行する民間開発から遺跡を守るための対策が立てられない状況にあります。

本年度も、昨年に引き続き座光寺倉垣外地籍で調査を行いました。この調査地点は、昭和63年文化庁により「推定古代伊那郡衙の中心部分である可能性が高い地区」と指導を受けた場所でしたが、調査範囲も狭いこともあって、確証を得るには至りませんでした。遺構的には、後ほど詳細報告いたしますが、堅穴式住居址、掘立式建物址の柱穴、溝址等が検出されました。

国道座光寺バイパス建設に先立つ緊急発掘調査以来15年。民間開発に伴う発掘調査も数多く実施され、遺跡郡内の状況もかなり解明されてきています。郡衙址の確定ができない状況ではありますが、重要な遺跡であることには間違いのないところですから、発掘方法等検討しながら、今後も引き続き調査を進めてまいる所存です。また、今までの調査の成果を整理し、中間的な総括をすることも必要ではないかと考えております。

最後に、本年度の範囲確認調査を実施するにあたり、多くの方々のご理解、ご協力をいただきました。土地を提供していただいた地権者及びご迷惑をかけた隣接地の方々、また、調査に従事していただいた作業員の方々ほか関係各位に深く感謝申し上げます。

平成3年3月

飯田市教育委員会

教育長 福島 稔

## 例 言

1. 本書は古代伊那郡衙の内容解明と保護を進めるため、国・県の補助を受け平成2年度に実施した恒川遺跡群範囲確認緊急調査の概要報告書である。
2. 発掘調査は飯田市教育委員会の直営事業として、地元座光寺地区ほか多くの方々の協力を得て実施した。
3. 本書は調査員全体で協議の上、馬場保之が編集・執筆し、本文の一部について小林正春が加筆訂正・総括を行った。
4. 調査地点の番号は本調査が継続事業であり、また遺構群総体を検討することが不可欠であるので、昭和57年以降連続した番号である。本年度調査地点は第14地点である。
5. 本調査地点は、これまで数次にわたり緊急発掘調査を実施した倉垣外地籍の一面に位置し、地形等勘案すると一連のものであると考えられる。そこで、調査開始より一貫して略号KURに地番の4660を付してKUR4660を使用した。ただし、遺構番号については大半の遺構が検出作業のみの実施にとどまるため、暫定的に1から遺構番号を付した。
6. 本調査の結果、出土した遺物及び記録された図画・写真類は飯田市教育委員会が管理し、飯田市考古資料館で保管している。

## 目 次

I 調査結果	5
II 調査組織	5
1. 調査団	5
2. 指導	6
3. 事務局	6
III 調査の概要	6
1. 調査地点の概要	6
2. 調査	10
(1) 調査区の設定	10
(2) 基本層序	10
(3) 遺構	11
(4) 遺物	11
IV まとめ	12

## 挿 図 目 次

第1図 恒川遺跡の位置	7
第2図 調査地点及び官衙的遺構分布概要図	8
第3図 調査区及び遺構分布図	9
第4図 土層図	10

## 図 版 目 次

図版1 調査前全景 遺構分布状態	13
図版2 調査地全景	14
図版3 土壌堆積状態 A-6金環出土状態	15
図版4 銅鈴出土状態 現地視察	16
図版5 表土除去作業 遺構検出作業	17
図版6 柱穴掘り下げ作業	18
図版7 測量調査 埋め戻し作業	19

## I 調査経過

本年度の調査は、昨年度に引き続き官衙域の中心と考えられる倉垣外地籍の一面で実施した。

本調査地点は昭和62年度に文化庁・奈良国立文化財研究所の指導により、官衙域の中心部と推定された地点にあたる。その後行われた周辺地点での範囲確認調査・緊急発掘調査等の結果、さらにその可能性が高くなったといえる。先年に引き続き交渉の結果、地権者の御厚情により調査を実施することとなった。

2月15・16日の両日現地調査に先立つ諸準備を行い、同18日発掘調査に着手した。当該地は8×30mの細長い畑地であるため3×24mのトレンチを設定し、順次調査を行った。遺構確認作業の結果、トレンチの東半に規模の大きな柱穴が検出されたため、記録の後西側9mを埋め戻し、東半を3m北側に拡張調査した。

調査期間中の3月7・8日の両日、文化庁の岡村道雄調査官・長野県教育委員会文化課市沢指導主事の来飯を仰ぎ、調査地及びこれまで実施された周辺地点の発掘調査概況を現地等で検討いただき、これからの調査の進め方等について指導を受けた。

調査は多少雨天等により中断することはあったものの、18日までに調査が終了し、20日埋め戻し作業・用具の撤去作業を終えて、現地調査を完了した。

この後、飯田市考古資料館において本年度現地で記録された図画・写真類及び出土遺物等の基礎的な整理作業と本概要報告書の作成作業を行うとともに、過年度調査による一部の資料整理も行い、次年度以降の全体整理の基礎的作業も実施した。

## II 調査組織

### 1. 調査団

調査担当者 小林正春・馬場保之

調査員 佐合英治・澁谷恵美子

発掘作業員 今村勝子・今村春一・今村道子・宇佐美郁・宇佐美せち・片桐千恵子・北村重実  
小池金太郎・小池千津子・佐々木啓・佐々木智子・沢柳敬介・豊橋宇一  
原田四郎八・福沢トシ子・古田八重子・細井光代・正木実重子・正木睦子  
吉川正実

整理作業員 池田幸子・伊原恵子・大蔵祥子・金井照子・金子裕子・唐沢さかえ・唐沢古千代  
川上みはる・木下早苗・木下玲子・櫛原勝子・小池千津子・小平不二子  
小林千枝・渋谷千恵子・田中恵子・筒井千恵子・丹羽由美・林勢紀子・萩原弘枝  
原沢あゆみ・樋本宣子・平栗陽子・福沢育子・福沢幸子・牧内喜久子

牧内とし子・牧内八代・松本恭子・三浦厚子・南井規子・宮内真理子・森信子  
森藤美知子・吉川悦子・吉川紀美子・吉沢まつ美・若林志満子

## 2. 指 導

文化庁

奈良国立文化財研究所

長野県教育委員会文化課

## 3. 事務局

飯田市教育委員会社会教育課

竹村隆彦（社会教育課長）

中井洋一（ ” 文化係長）

小林正春（ ” 文化係）

吉川 豊（ ” ” ）

馬場保之（ ” ” ）

篠田 恵（ ” ” ）

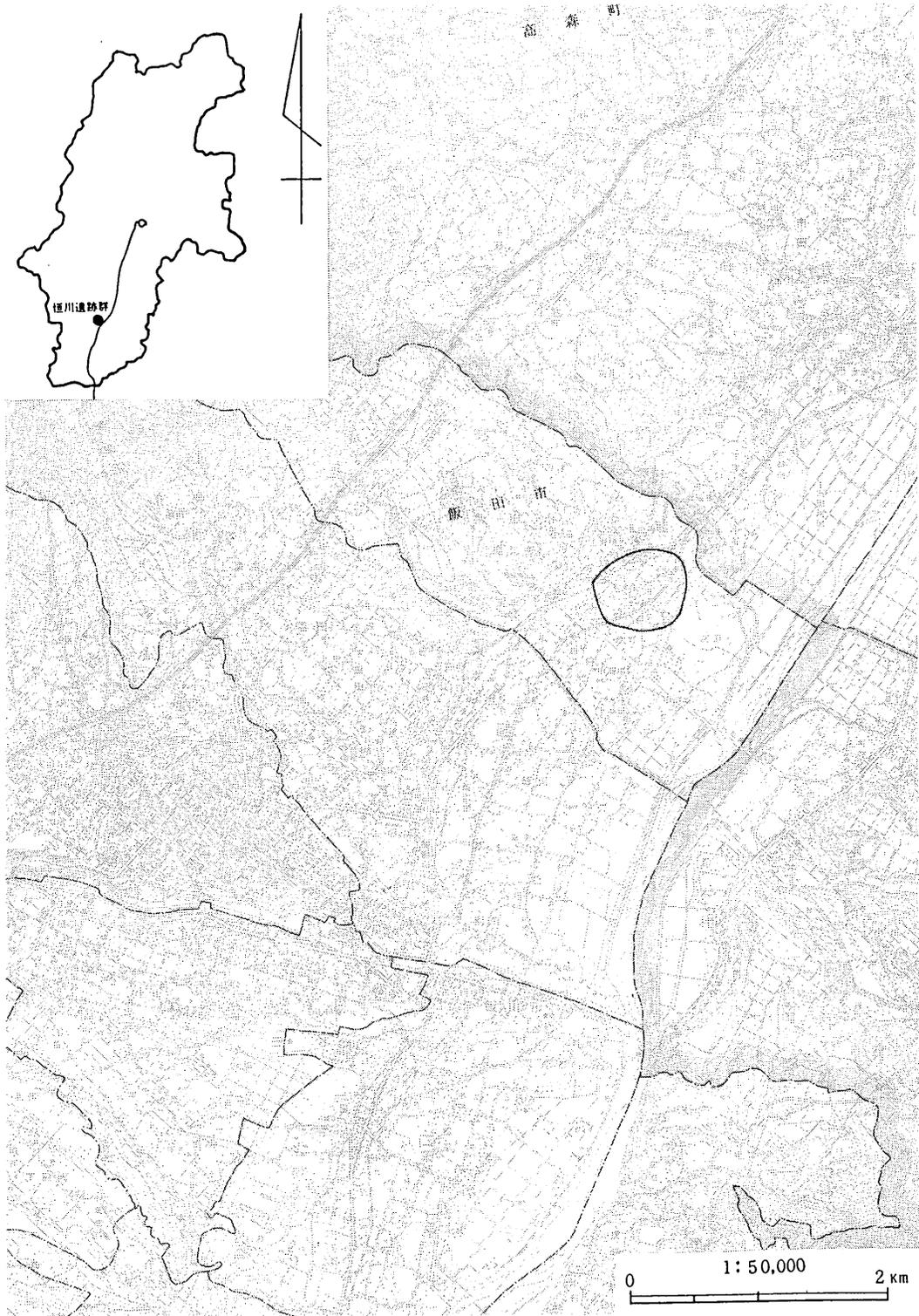
# Ⅲ 調 査 の 概 要

## 1. 調査地点の概要

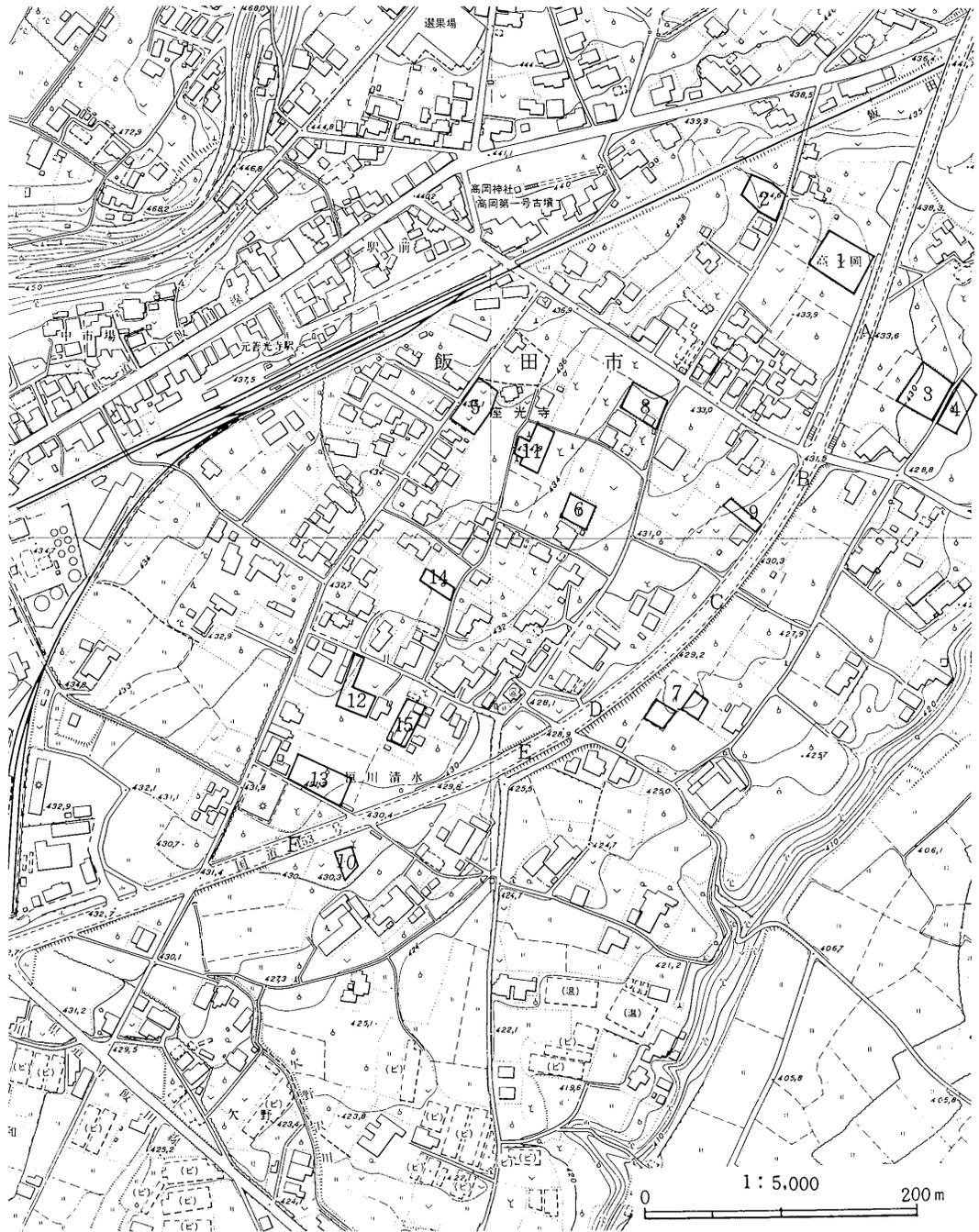
今次調査を実施した地点は座光寺字恒川小字倉垣外地籍に位置し、これまで実施された恒川遺跡群範囲確認調査地点からするとやや南寄りに位置する。

一般国道座光寺バイパス建設に先立つ発掘調査では、今次調査地点の周辺で大型の掘立柱建物址群等の多数の遺構が調査され、和同開珎銀銭・鉄鈴・円面硯等の官衙的遺物が出土している。またバイパス周辺の開発に伴う緊急調査では奈良・平安時代ほか各時代の掘立柱建物址・堅穴住居址が重複した状態で検出され、官衙の周辺に展開する居住空間である可能性が高まった。平成元年度実施された緊急調査では、大型の掘立柱建物址の他に二彩陶器片が出土しており、官衙の中でこの地点がどのような機能を果たしたかある程度推定できる調査結果が得られた。

今次調査地点は平成元年度緊急調査地点の北側約100mに位置し、これまでの調査結果等から郡衙の中核部分が把握される可能性が最も高いと考えられ、その結果、周辺の既調査地点の位置づけもかなり明確になると期待されたわけである。

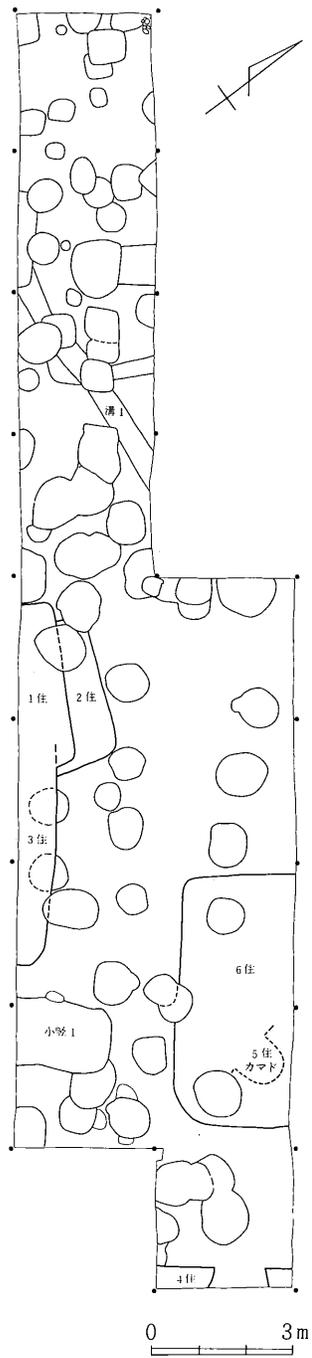
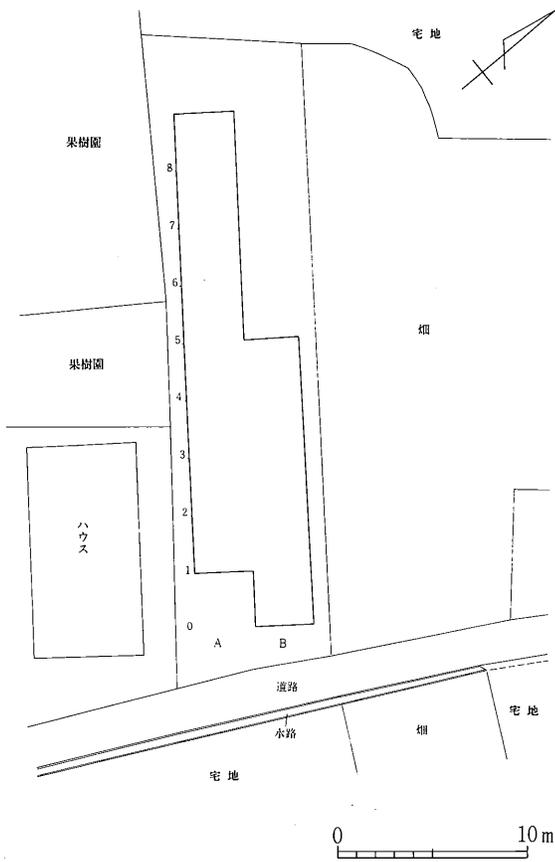


第1図 恒川遺跡の位置



1. 第1地点(57年度)    2. 第2地点(57年度)    3. 第3地点(57年度)    4. 第4地点(57年度)  
 5. 第5地点(58年度)    6. 第6地点(58年度)    7. 第7地点(59年度)    8. 第8地点(60年度)  
 9. 第9地点(60年度)    10. 第10地点(61年度)    11. 第11地点(62年度)    12. 第12地点(63年度)  
 13. 第13地点(元年度)    14. 第14地点(2年度)    15. 元年度緊急調査    A・B. 新屋敷遺跡掘立柱建物址群  
 C・D. 恒川B地籍掘立柱建物址群    E. 恒川A地籍掘立柱建物址群    F. 田中地籍掘立柱建物址群

第2図 調査位置及び官衛的遺構分布概要図



第3図 調査区及び遺構分布図

## 2. 調査

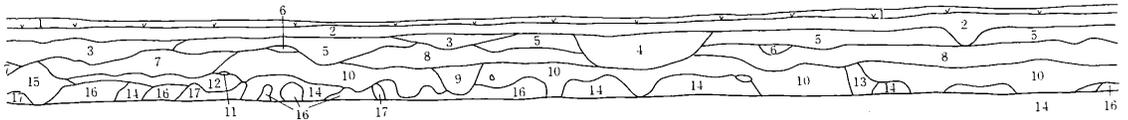
### (1) 調査区の設定

調査地点の形状に制約されて、調査区は当初3×24mのトレンチ状に設定し、東側からA-1、A-2……、A-8グリッドとした。トレンチ長軸方向は北に対し53°50′西に偏する。遺構確認作業の結果、大型の柱穴が東半に多数検出されたため、東半部分を北側へ拡張し、B-0、B-1……、B-4グリッドとした。調査面積は117㎡である。

### (2) 基本層序

今次調査地点の土層の堆積状態は第4図のごとくであり、これまで調査された北側の調査地点と比較するとやや様相を異にする。

層序は、上層よりおおむね耕土、暗灰色土、黒色土、褐色土、黒色土、黒褐色土で、地山の黄色砂質土に至る。層厚はそれぞれ10～20cm、15～30cm、20～30cm、15～30cmを測る。部分的に地山まで達する攪乱がある。第13地点の土層堆積状態と異なり、耕土と暗灰色土・褐色土との間の黄色砂土が欠如する。また今次調査地点より北側の既調査地点においてもそれぞれ層厚に差はあるものの20～30cm程度の黄色砂土が確認されている。このいわゆる『未満水』に起因した土層は第12地点及び平成元年度緊急調査地点でも認められないことから、今次調査地点を中心とする一帯が微高地状であったことを物語る。



- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 盛り土      | 10. 黒褐色土      |
| 2. 耕土灰黒色砂質土 | 11. 黄褐色砂質土    |
| 3. 暗灰色土     | 12. 黄土混黒褐色砂質土 |
| 4. 暗褐色土(攪乱) | 13. 黄土混黒色砂質土  |
| 5. 褐色土      | 14. 黒色砂質土     |
| 6. 褐色砂質土    | 15. 黒褐色砂質土    |
| 7. 暗褐色砂質土   | 16. 暗黄色砂質土    |
| 8. 黒色土      | 17. 黄色砂質土     |
| 9. 黄土混黒色土   |               |

第4図 土層図

遺物は黒色土・黒褐色土から多出しており、弥生時代中期から中世までの遺物が一次的な包含状態で出土した。

### (3) 遺構

今次検出された遺構は堅穴住居址・小堅穴・溝址・掘立柱建物址を構成すると思われる柱穴群である。

堅穴住居址は6棟確認され、その内容は古墳時代後期4棟、奈良～平安時代初頭2棟である。各住居址とも確認作業のみの実施にとどまり、時代推定は主に重複関係等による。3号住居址で柱穴の重複部分より銅鈴が出土したが、検討の結果、住居址壁際床面より上位に位置することが判明した。5号住居址はカマドのみの検出であり、詳細は不明であるが、焼土の分布から他の住居址とは方向を異にするとと思われる。

小堅穴1は柱穴群より新しく、出土遺物等から平安時代に位置づく。

溝址は大半がA-6区以西にかかるため、平面形の把握にとどまり、詳細は不明である。しかし、方向はN88.4°Wとほぼ真北方向に対し直交しており、官衙に付随する小区画である可能性が指摘できる。柱穴群は規模からそのほとんどが掘立柱建物址を構成するものと考えられ、重複関係から古墳時代から奈良時代にかけてのものと考えられる。規模・形状・理土の状態等類似するものがあるが、今次調査面積が小さいため、建物址と断定できるものはない。

### (4) 遺物

今次調査の結果出土した遺物は縄文時代中期から中世にかけてのものであり、その主体は古墳時代後期から平安時代初頭にかけての遺物である。

縄文時代中期の遺物はA-1・B-0区といった調査区東端を中心に出土し、深鉢形土器の破片ほか打製石斧・大形粗製石匙等の石器類である。

弥生時代中期の壺・甕形土器はB-4区を中心とする調査区北側が多く、包含層出土のものである。他に後期以降に比定されり有肩扇状形石器・抉入打製石庖丁がある。

古墳時代後期の遺物は土師器甕・坏・高坏・鉢・甗、須恵器甕・蓋坏、白玉等があり、A-6区からは金環が出土した。

明白に奈良時代に比定される遺物は少ないが、5号住居址カマド左脇から出土した須恵器高坏等がある。

平安時代の遺物も同様に少ない。若干の土師器甕、須恵器甕・高台坏、灰釉陶器碗等がある。

中世の遺物は包含層出土の青磁および陶器類等がある。

## IV ま と め

昭和57年度より継続実施されている範囲確認調査の結果、古代伊那郡衙に関する様々な調査事実が積み重ねられてきているが、遺跡内の土地利用状況等により調査面積が十分に確保できないことから、具体的に官衙の範囲や構造、さらにはその地点が果たした役割が明らかにされたとは言い難い。しかし、バイパス周辺の緊急調査の結果を概観するなかで、時期毎の遺構の分布状況が把握され、平成元年度調査地点周辺の位置づけがなされるようになってきている。具体的には第13地点周辺における律令期の堅穴住居址と掘立柱建物址の複合する状態と官衙的遺物の多出する状況から、当該地が「館」であったと推定され、周辺の微地形を考慮すると、これに隣接する北側の部分に官衙の中心部分の存在が求められた。

今次調査地点は昭和62年度に文化庁から指導を受けた場所のひとつであり、上述の周辺の状況から官衙の中心部分の検出が期待されたわけである。調査の結果、官衙的遺構・遺物は確認されず、直接的にその存在を示す調査結果は得られなかった。しかし、倉垣外地籍のこれまで調査された地点では律令期の堅穴住居址・掘立柱建物址が同時存在する所見が得られており、今次調査地点の諸遺構が重複する状況はこうした所見を追認したともいえる。諸遺構の時期がはっきりしない現段階では明らかにし得ないが、上述の特徴が官衙の諸施設が果たした機能に起因するものなのか、あるいは古代伊那郡衙の歴史的展開に由来するものなのか、新たな問題を提起したといえ、混沌とした状況下にある。あるいは今次調査地点が第11・12地点のほぼ中央に位置することから、官衙の中心部分は今次調査地点よりやや北西に寄った所に求められる可能性を指摘できよう。

調査の結果、様々な問題が生じたわけであるが、文化庁の岡村道雄調査官から指導を受けた如く、改めて十分な調査面積の確保とこれまで実施してきた範囲確認調査及び諸緊急調査の総括が求められる結果となった。前者が困難な現状にあっては、早急に従前の調査結果を整理・検討することが是非とも必要であるといえる。



調査前全景（北から）



遺構分布状態（南から）



調査地全景

同上





土層堆積狀態



A-6 金環出土狀態



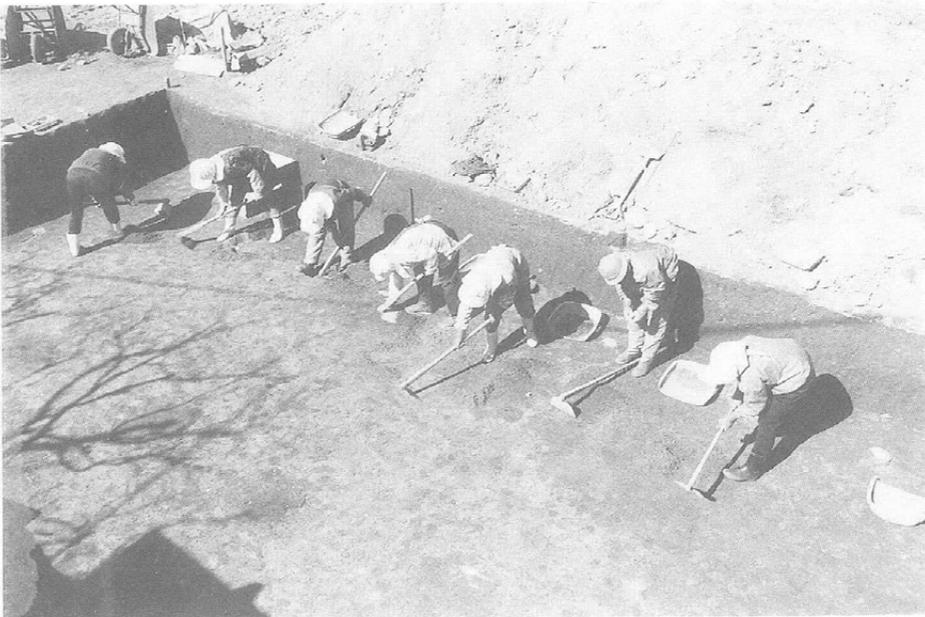
銅鈴出土状態



現地視察



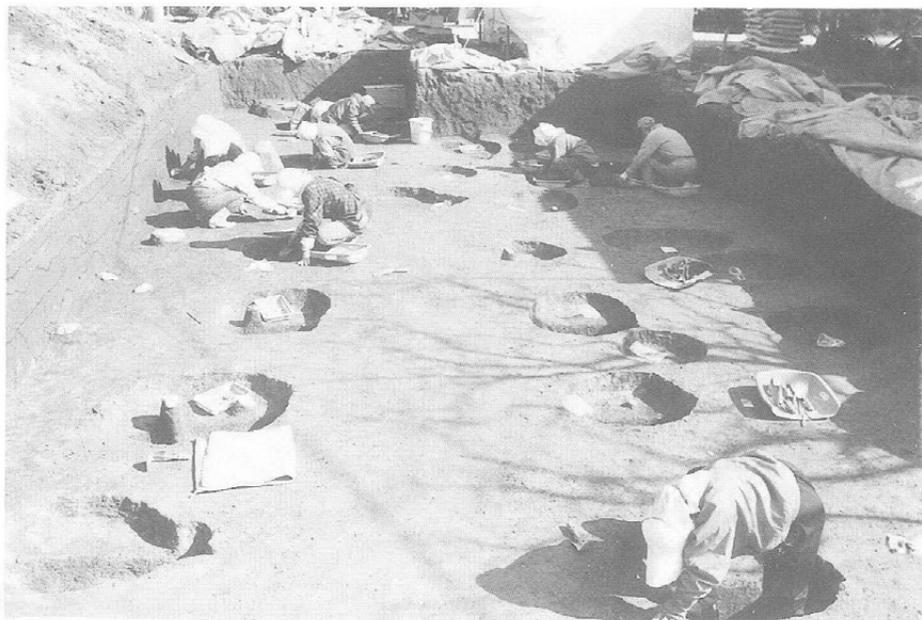
表土除去作業



遺構検出作業



柱穴確認作業



柱穴掘り下げ作業



測量調査



埋め戻し作業

---

---

## 恒川遺跡群

平成2年度範囲確認調査概報

発行日 平成3年3月30日

発行者 飯田市教育委員会  
長野県飯田市大久保町2534番地

印刷所 飯田共同印刷株式会社

---

---

